

日医発第 371 号（情シ）

令和 7 年 5 月 30 日

都道府県医師会 事務局長 殿

郡市区等医師会 事務局長 殿

公益社団法人 日本医師会

事務局長 宮崎 雅則

（公印省略）

MAMIS における各種申請、会員情報履歴の修正・保守のための
システム管理者用アカウントの設定について（ご報告）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年 10 月末に公開いたしました MAMIS ですが、今年 4 月・5 月の 2 か月間で当会への入退会・異動の申請は 7,000 件を超え、ようやく軌道に乗ってまいりました状況です。これもひとえに全国の会員、医師会事務局の皆様の御理解、御協力の賜物と改めて御礼申し上げます。

さて、MAMIS における申請件数が増加する一方で、通常の承認処理が行えないデータ、申請の入力・取込みの日付が前後したために加入履歴に不整合が生じたデータ等が判明いたしました。そこで、これらを早急に解消すべく、全医師会の MAMIS ログインアカウント（管理者用権限）を作成させていただき、システム管理者がデータの修正・メンテナンスを下記のとおり実施させていただくことといたしました。期間は、来春の申請繁忙期終了までといたします。システム管理者による作業に際し、医師会事務局の作業は発生いたしません、「事務局ユーザー管理」の一覧に「システム管理者」のアカウントを追加させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。（各医師会に対する通常の申請につきましては、申請処理を行ってください。）

なお、既に MAMIS へ登録されている情報との矛盾により、入会等届出の取込みが行えない場合については、ご相談の上、個別のデータ単位で取込みをお断りする可能性がございますこと申し添えます。

貴会におかれましては、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の医師会への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 設定されるアカウント名 : システム管理者 (所属医師会コード)
2. 対象となる医師会 : MAMIS のアカウントをお持ちの全医師会
3. 設定日 : 2025 年 6 月 4 日 (水)
4. 使用期間 : 2025 年 6 月 4 日 (水) ~ 2026 年 6 月 30 日 (火)
5. 想定されるご質問と回答
 - (ア) なぜこの時期にアカウントを作成するのか?
 - ① 例年 4 月~6 月は多くの入会届等を受領いたします。MAMIS 運営事務局へ提出いただいている入会データの取込み精度を高めるための方策の一つです。
 - ② 滞留する取込み待ちデータを解消し、新たな申請をスムーズに行っていただくための必要な措置とも位置づけております。
 - (イ) 日本医師会は会員情報を閲覧できるのか?
 - ① この度の作業は MAMIS 運営事務局ならびに MAMIS の運転管理を行う業者が行います。
 - ② 上記業者は、日本医師会との適切な契約のもと、作業の実施および完了報告を行います。個人情報は報告内容に含まれません。あくまで、日本医師会に所属する会員情報の閲覧のみ行います。
 - (ウ) アカウントは継続して利用されるのか?
 - ① 入会等届出の取込み依頼が無い場合は使用いたしません。
 - ② 当該医師会の許可や依頼なく、目的外使用はいたしません。
 - (エ) アカウント作成の拒否や修正は可能か?
 - ① 3 層もしくは 4 層医師会のうち 1 層でもアカウントが使用できない場合、データの修正・メンテナンスができないため、不可とさせていただきます。ご了承ください。
 - ② アカウントの修正・削除は行わないでください。

以上

《事務局》

日本医師会 情報システム課 会員情報室
谷口・若井

MAIL : jmamem@po.med.or.jp

TEL : 03-3946-2121 (内 3127・4405)